
◎開議の宣告

議長（杉山和彦君） おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおりです。

本日の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。また、職員につきましては全員出席であります。

（午前10時00分）

◎一般質問

議長（杉山和彦君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、9番、菊地英史君の質問を許します。

9番、菊地英史君。

（9番 菊地英史君登壇）

9番（菊地英史君） 皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。町長はじめ理事者の皆様におかれましては、明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

1つ目の質問です。空き家対策としての中間管理住宅の整備についてであります。少子高齢化や人口減少の進行に伴い、空き家の増加が深刻な問題となっております。こうした空き家を放置することは、防災、防犯、景観、衛生面など、様々な課題を引き起こすことから適切な対策が求められます。

一方で、町内には住まいを必要とする若者世帯や移住希望者も存在しており、空き家を地域資源として有効に活用していく取組が求められております。

そのような中、近年では空き家の所有者と入居希望者との間をつなぎ、一定期間、行政や第三者が管理する中間管理住宅という仕組みが注目されております。この制度は、空き家の流通を促進するとともに、住環境の整備や地域の活性化にも寄与するものであり、当町においても導入を検討する価値があると考えております。そこで、以下の点について町の見解及び今後の方針をお伺いいたします。

1点目、中間管理住宅制度の導入に向けた検討はあるのか。

2点目、若者や子育て世帯、移住者等の居住支援として中間管理住宅を活用する考えはあるのか。

2つ目の質問です。教育現場におけるメタバースの導入についてであります。近年、仮想空間技術、いわゆるメタバースが急速に発展し、教育分野においても新たな学習環境として注目を集めています。都市部では、VRやAR技術を活用した仮想教室や仮想校外学

習が実践され、生徒の主體的な学びや多様な体験の場として評価されています。当町においても、人口減少や通学距離、教育資源の偏在といった課題に対して、メタバース技術の導入が有効な一助となる可能性があります。そこで、以下の点について町の見解及び今後の方針をお伺いいたします。

1点目、教育現場におけるメタバース技術（仮想空間学習、仮想空間教室、VR遠隔事業等）の導入に対してどのような認識を持っているのか。

2点目、メタバースの活用の可能性について、現在具体的な検討や調査研究は行われているのか、また今後その予定があるのかお伺いいたします。

以上、大きく2点についてお伺いいたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。これで壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 皆さん、おはようございます。9番、菊地英史議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の1番目、空き家対策としての中間管理住宅の整備についてであります。町では町内の空き家解消に向けた取組を総合的かつ計画的に実施することにより活力ある地域づくりを推進するため、横浜町空き家等対策計画を策定しております。

令和6年度から10年度までの5年間を計画期間とした第2期町計画では、新たな空き家等の発生を予防し、空き家所有者の適正管理を促進し、利用可能な空き家等を有効な地域資源と捉える空き家バンク制度により有効活用を促進するとともに、安全、安心な生活環境の保全のため、危険な空き家等については除去していくことを基本方針に定め、取り組んでおります。

本年度は、令和元年度に実施した空き家等実態調査から5年を経過していることから、改めて実態調査を行い、その結果を踏まえ、空き家所有者に対してのアンケートを実施し、空き家及び空き家となり得る可能性の戸数並びに意向等について取りまとめているところであります。

さて、ご質問の1点目、中間管理住宅制度の導入に向けた検討はあるのかについてであります。議員ご存じのとおり中間管理住宅は移住、定住促進を目的として、市町村が民間空き家を借り上げて整備し、希望者に賃貸する自治体独自の制度であります。

国の補助制度もあり、国土交通省の社会資本整備総合交付金の空き家対策総合支援事業では、空き家等対策計画の中で空き家活用等の総合的な対策に取り組む事業が計画され、実施する市町村に対して支援されるものであります。

その補助条件は、市町村が空き家所有者から物件を10年以上借り入れ、市町村が実施する空き家改修等の費用に対し、国が2分の1補助するものであります。残りの市町村分の2分の1については、過疎債を充当することが可能となっております。

賃貸借契約期間満了後には、所有者へ現状渡しすることになり、返却後は所有者がそのまま賃貸物件に使う、売買する、自身の住宅とする等の自由な使用が可能となっております。

このことから、中間管理住宅制度の導入に当たっては、現行の町計画の見直しが必要であり、空き家所有者の意向、空き家物件の状態等の現地調査、国の補助金や過疎債の確認をしながら、空き家対策、移住定住対策、住宅管理などについて、空き家等対策協議会のほか関係部署等との検討が必要となります。

町では、第2期町計画の基本方針にのっとり、空き家バンク制度を充実させる中で、中間管理住宅制度も空き家利活用の方策として検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いをいたします。

次に、ご質問の2点目、若者や子育て世帯、移住者等の居住支援として中間管理住宅を活用する考えはあるのかにつきましても、1点目の答弁のとおり、空き家バンク制度を充実させつつ、現在町で実施している住宅支援であるリフォーム促進事業、新築住宅の建築・購入助成、賃貸住宅の家賃補助、結婚新生活支援事業費補助金の制度について幅広く周知を図りながら移住、定住へつなげてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援とご協力をお願いいたします。

ご質問の2番目、教育現場におけるメタバースの導入については、教育長より答弁させていただきます。

議長（杉山和彦君） 教育長、答弁をお願いします。はい、どうぞ。

（教育長 小原広基君登壇）

教育長（小原広基君） 引き続き、9番、菊地英史議員のご質問にお答えします。

答弁本論に先立ち、メタバース自体について簡単に確認しておきたいと思います。近年、コンピューター画面上の仮想空間技術の一つであるメタバースの活用が、一部の教育現場で導入されるようになってきました。メタバースは、アバターと呼ばれる自らの分身をコンピューター上の仮想空間に置き、仮想空間内を自由に行動し、現実には行くことが難しい場所を訪れたり、仮想空間の中で別のアバターと出会い、関わりをつくったり、交流したりすることができるので、現実には人と関わるのが苦手な子供が現実に近いリアルな疑似体験の中で様々な経験を重ねることで、意欲的に学習に取り組み、他者とのコミュニケーションができるようになってきたなどの教育的効果が報告されています。

さて、ご質問の1点目、教育現場におけるメタバース技術の導入に対する認識についてですが、隣接自治体のむつ市が2年前から市教育支援センターで不登校児童生徒の

居場所づくり、学習機会の提供を目的にメタバースを導入し、報道等でも大きく取り上げられ、その取組に注目しているところであります。

昨年、当教育支援センターを視察する機会があり、担当者から詳しい説明を受け、具体的に大きく3つの認識を持ちました。1つ目、メタバースは、人との直接的な関わりや、やり取りが苦手である子供にとっては、自分に代わりアバターに様々な行動や判断、交流等をさせることで、自分自身は周りからのプレッシャーや不安を感じずに、アバターを通じて学びやコミュニケーションの力を身につけることができる。

2つ目、メタバースで確実に教育効果を上げるためには、仮想空間内の様々なコンテンツや複雑なツールの組立て、教科に応じた内容等をハイレベルで構成する必要があり、専門企業等との連携がなければ気軽な導入は難しい。

3つ目、現在国を挙げて進めているGIGAスクール構想によるICT活用でも各学校でかなりの教育的成果を上げており、必ずしもメタバースを取り入れなくても、それに匹敵し得る効果を上げることが可能である。以上の3点であります。

特に2つ目に挙げた気軽な導入は難しいについては、現在メタバースをコンピュータ上で構築、運用するためには、膨大な情報処理のためのサーバー維持やセキュリティー対策、メタバースを通じて子供と対応する豊富な専門人材を要した運営企業との契約等に多大なコストがかかるということであります。

しかし、メタバースはICTの先進的活用に含まれるものであり、その確かな教育効果もあることから、将来的には有望な選択肢の一つと捉え、今後とも幅広い情報収集に努めてまいります。

次に、ご質問の2点目、メタバース活用に関する具体的な検討、調査、研究の状況と今後の予定についてであります。現在教育委員会においてメタバースを導入する具体的な計画はありません。

調査、研究に関しては、先ほども述べたとおり、隣接するむつ市での活用状況について、再度の視察等も含め今後も情報を収集し、併せて他の市町村の取組状況や先進地の取組事例、国の動向等について注視しながら調査を進めてまいります。

メタバースも含め、教育の質的向上に効果がある情報機器の進化や、アプリケーションの発展は目覚ましく、教育効果があると言われる優れたものが次々と生み出されています。

教育委員会としては、限られた予算の中で、情報分野でも子供たちにプラスになるものはできるだけ取り入れたいと思っています。

しかし、それ以上に子供が友達や先生方と関わり合い、毎日の学校生活の中で学び合い、助け合い、楽しく、安心して過ごせる場であることが教育の基本と考えます。

そのことを付け加え、答弁につきまして議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よ

ろしくお願い申し上げまして、9番、菊地英史議員への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長及び教育長の答弁が終わりました。

1点目、空き家対策についての再質問ございますか。

9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） ご答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、今後空き家バンク制度等も充実させながらやっていくというお話でありましたが、中間管理住宅の導入に向けて、また検討していただくということでございましたが、現時点における当町での空き家対策での取組の……いろんな制度をやっているとということでしたので、まずその実績の答弁を求めたいと思います。

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 9番、菊地英史議員の再質問についてお答えいたします。

町では、空き家相談の件数につきまして、令和5年度におきましては空き家の除去について11件ございました。また、昨年度、令和6年度では、空き家の除去について12件ございました。本年度、まだ途中ではございますが、本年度は19件ございまして、その内訳については、貸すほうの相談が2件、借りるほうの件数が5件、売りたいという方が1件、除去したい、その相談について11件という19件の相談がございました。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

再々ありますか。

9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） 答弁ありがとうございます。

様々な制度がやられて、いろいろと相談件数があるというふうなことでございました。

今後、これからますます町内の空き家等が増加してくると思われまますので、今まで以上にこの空き家バンク、町民への周知の働きを……全く知らないというふうな感じの町民もいましたので、町民の見る町のホームページとか広報とかでもいいのですけれども、その周知と、空き家の所有者と今後十分に話し合いを持ったり、そういうようなことを行って、できれば定住・移住にも使えるような、まずこの中間管理住宅の制度というものも活用していただくことをまず強く要望して、1つ目の質問を終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） 次に、2点目、教育現場のメタバース導入についての再質問ございますか。

9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） 教育長、答弁どうもありがとうございました。大変明確な答弁でありました。

今後、子供たちにとっても希望の持てる答弁であったなというふうな感じを持っておりま

先ほど答弁の中で、まず気軽な導入は難しいということでありました。専門的な人材と多大なコストがかかるということでありましたけれども、再質問の1点目になりますけれども、専門的な人材について、お隣のむつ市でやられているのですけれども、そういった自治体と共同での運用というのは可能かどうかというのが1点目の質問です。

再質問の2点目については、多大なコストがかかるということでありましたが、導入の経費と、あとは年間に関わるこの維持費についてどのくらいのコストがかかるのか、分かる範囲内で答弁をいただきたいと思います。

議長（杉山和彦君） 教育長。

教育長（小原広基君） 再質問の1点目ですけれども、むつ市との共同運用が可能かということですが、実は2年前に初めて視察したときに、横浜町の子供たちもこのむつ市のシステムと一緒に使わせてもらえないかと、いわゆる共同運用について打診をいたしました。

しばらくたってから、むつ市のほうから返事をいただいたのですけれども、このいわゆるむつ市で運用しているシステムについては、むつ市あるいは下北地方の広域の教育自治体の連合で行っているということなので、隣の町で、その気持ちは分かるのだけれども、横浜町は上北管轄なので、そういったところで横浜町だけを特別にその運用のほうに入っただけということでは現状では難しいという返事をいただいております。隣なので、本当は私も使えればいいなと思っていたのですけれども、今のところはそういう状況であります。

それから、再質問の2点目、コストのことですけれども、これも具体的にはむつ市に聞いた範囲のことではしか答えることができないのですけれども、むつ市の場合、初期投資については、これ聞いたもので、書類とかではないのですけれども、500万から600万かかるということその当時聞いております。

ただ、このようないわゆる情報機器、コンピューター関係の企業との連携ということになると、当然初期費用はその分かかったとしても、継続的に機器の更新、それからソフトのアップデート、それからその企業との契約更新、そういったことで継続的に相当額の経費がかかると。具体的にはちょっとその金額分らないのですけれども、相当額の金額がかかるだろうとふうに想像できます。

お答えできる範囲で答えさせていただきました。以上です。

議長（杉山和彦君） 答弁は終わりました。

再々質問ございますか。

9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） 年間の維持費については具体的には分からないというふうな感じのことでありました。年間の維持費については、大体結構な金額がどこもかかるというふうな感じで運

用しているというお話を聞いております。その面において、どこの市町村でもこのメタバースを導入するときは共同体でやっているということでありました。共同体で行うとなれば、その費用が、例えば10市町村の共同体であれば10分の1の維持費で済むというふうな感じのお話も聞いておりますので、その辺も含めて、今後導入に向けた検討はしていただければなというふうな感じで思っております。

教育現場におけるメタバースではありますけれども、未来を担う子供たちの教育現場があらゆる情報機器やアプリケーションの発展が今後行われていくと思います。導入自治体の状況や情報収集、連携も含めて、強く要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（杉山和彦君） これをもって、9番、菊地英史君の一般質問を打ち切ります。

次に、4番、杉山大栄君の質問を許します。

4番、杉山大栄君。

（4番 杉山大栄君登壇）

4番（杉山大栄君） 皆さん、おはようございます。それでは、早速通告に従いまして一般質問させていただきます。私からは、大きく分けて2項目について質問させていただきます。

まず、1項目め、企業の人手不足対策についてであります。当町は、人口減少と少子高齢化が進み、進学や就職による若者の町外流出がそれに拍車をかけており、私が最も懸念するのは人手不足による企業活動の停滞、当町の経済への影響であると思っております。

企業の活発な事業活動を支えるのは人であり、町内企業が厳しい経営環境に的確に対処し、さらなる成長につなげるには、産業人材をいかに安定的に確保できるかが鍵となるため、若者の町内就職、定着の着実な推進とともに、外国人材を含めた国内外から幅広く人材を獲得する、実効性の高い取組を戦略的に展開してもらいたいと考えます。

若者には、町内企業の認知度を高めるとともに、町外向けの重点的な情報発信や支援制度の充実等により、当町で働いてみたいと思う環境、関係づくりが重要であると思っております。

外国人材については、東南アジア地域等から当町が就労先として選ばれるよう積極的に取り組むとともに、確保から定着まで万全の対応が求められる。

当町が将来にわたって活力ある地域であり続けるため、その源となる産業力の維持、発展に向け、産業人材の確保は待ったなしの課題であります。

人口減少による深刻な人手不足の中、若者や外国人材の確保、定着に戦略的、効果的に取り組むことが重要だと思っておりますが、町の見解をお伺いします。

2項目めであります。物価高騰対策について。近年、原材料費やエネルギー価格の上昇、円安の影響により、生活必需品や食料品、燃料など、日常生活に欠かせない分野で値上がりが続いており、値上げのニュースは毎日のように報道され、家計を預かる者にとって頭

の痛い現実です。特に年金生活者や子育て世帯、農林漁業者、そして中小規模事業者にとっては日々の生活や経営を直撃しており、地域経済への影響も懸念されます。

物価高騰にあえぐ町民の声、企業や商店の実情に対応するため、国や県においても支援策が講じられておりますが、町としても地域の実情に即したきめ細かな対策が求められています。そこで、以下の点について町の考えをお伺いします。

1点目、物価高騰により、これまで町が実施してきた補助金、支援金など、施策の効果についてどのように評価しているのか。また、国の臨時交付金を活用した生活支援給付金など、今後の追加的な支援策の予定はあるのか。特に独り親家庭や高齢者世帯などへのきめ細かな支援をどのように検討しているのかお伺いします。

2点目、町内の中小企業、農林漁業者への物価高騰の影響をどのように把握しているのかお伺いします。

以上、2項目についてご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 4番、杉山大栄議員のご質問にお答えをします。

ご質問の1番目、企業の人手不足対策についてであります。議員ご指摘のとおり、当町でも少子高齢化による人口減少及び若者労働者の県外流出が進んでおり、住民基本台帳人口における当町の生産年齢人口は令和2年4月1日では2,338人、令和7年4月1日では2,073人と、265人、11.3%減少しております。

その一方、住民基本台帳における外国人の人口は、令和2年4月1日では69人、令和7年4月1日では132人と、63人、91.3%増加しており、本年3月時点では青森県の市町村に住む外国人と住民基本台帳人口比において、当町が3.27%で、青森県では一番高い比率となっております。外国人労働者が働かれている職種としては、食肉加工業、建設業、福祉施設に多くの方が勤めており、重要な労働力となっております。

さて、当町における若者の町内への就職、定着の対策といたしましては、ハローワークのへじとハローワークむつと連携し、町内企業等を含めた週刊求人情報を役場玄関に随時設置しており、役場に訪れる方々に情報提供をしております。

また、野辺地公共職業安定所内の事業主及び上北郡内各町村の商工会等で組織している野辺地地区雇用対策協議会においては、活力ある社会の発展のため、次代を担う新規高等学校卒業者及び若年者の管内への就職を強力に促進するため、就職情報交換会や企業説明会等の雇用維持拡大に向けた各事業を展開しております。

また、農業の担い手育成では、県事業である雇用就農による県内農業法人等の人材確保

を支援するトライアル就農促進事業等の推進にも取り組んでいるところであります。

今後におきましては、町の移住定住対策の新築住宅建築、購入補助や家賃補助等につきましても積極的に情報発信しつつ、奨学金制度につきましても検討を進め、若者の就職、定着を支援してまいりたいと考えております。

次に、外国人材の確保、定着についてであります。現時点で当町では外国人材について具体的に取り組んでいる対策はございませんが、県において青森県外国人材雇用サポートデスクを令和7年10月に開設し、外国人材の雇用に関心のある事業者及び関連団体等に向けた外国人材の雇用に関する手続や受入れ態勢の整備に関する相談対応をしており、外国人雇用を考えている町内の企業や事業所がより相談しやすい環境が整いましたので、活用してもらえるよう周知してまいりたいと考えております。

町といたしましても、外国人材の雇用を希望する事業所等から相談があった場合には、国、県と連携しながら必要な支援をしてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、ご質問の2番目、物価高騰対策についてであります。これまで町では物価高騰に対する影響に対して、生活支援や事業者支援、産業振興の観点で臨時的、緊急的な取組を展開してきたことは議員ご存じのところであり、

ご質問の1点目、これまで町が実施してきた補助金、支援金など、効果についてどのように評価しているのか。また、国の臨時交付金を活用して今後追加的な支援策の予定があるのかについてであります。令和6年度においては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し定額減税・調整給付金事業、低所得世帯支援給付金事業、住民税均等割非課税世帯への物価高騰対策給付金事業、福祉灯油購入助成事業、福祉・介護・医療等事業所物価高騰対策支援給付事業、農業・水産業物価高騰対策支援給付事業、畜産業飼料等高騰対策支援給付事業を実施しております。

また、令和7年度においても、国からの追加交付があり、子育て世帯燃料費等高騰対策給付事業を実施しているところでもあり、これらの事業を実施したことにより、町民の皆様や事業者の方々に広く支援をすることができ、負担の軽減を図ることができたと考えております。

今後国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付があれば、効果的な物価高騰対策事業を速やかに実施し、町民の皆様方に広く、きめ細やかな生活支援を図っていきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、町内の中小企業、農林水産業者への物価高騰の影響をどのように把握しているのかについてであります。議員ご承知のとおり、各産業分野における資材、燃料費等及び人件費の高騰による必要経費の増加により所得が伸び悩んでおり、事業

経営を取り巻く環境は今なお厳しい状況が続いております。また、各産業団体においても様々な物価高騰に対する取組を実施しているところであります。

各産業分野における物価高騰の影響の把握については、国による農林水産統計、各産業団体からの諸経費価格の前年対比における資料提供や、情報交換会及び座談会、個々の事業計画作成時での聞き取り調査において把握しております。その中でも、現在各事業者の方々の取組におきましては、できるだけ生産経費等の負担を最小限に抑える努力をされており、所得向上を目指しているとのことでもあります。

また、各産業団体からの要望により、事業者の各諸経費等が高騰しており、受益者負担の軽減のため、町補助金の一部を増額する対策を講じております。

今後におきましても、物価高騰が長期化する中、各産業団体と情報を共有し、国、県への対策についての要望、町単独事業の継続及び増額による支援の強化、また各事業者の方々からの相談があった場合には適切に対応してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、4番、杉山大栄議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長の答弁が終わりました。

企業の人手不足対策についての再質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） ご答弁ありがとうございます。

まず、若者の定着について当町はしっかりと取り組んでいるということで、大変ありがたいと思っております。

ただ、私が最近気になっているのは、外国人材の確保についてであります。国では外国人の技能実習制度というのはあるのですが、これが問題があるということで、どのような問題かという、ブローカーによる借金とか人権侵害、そのようなものが海外からも批判を受けたということで、外国人材の就労に対して、2027年度から現行の技能実習制度から育成就労制度へ実質移行し、2030年には完全移行するとしています。これはまだ議論中の部分もありますけれども。これは基本、外国人の方が3年間在留でき、外国人材の育成と確保を目的としている制度です。同一企業で1年以上働いたら、これは転籍可能になるということで、そうすると今後、外国人材の地域間競争の激化が予想されると思います。

当町でも、先ほどもありましたが、外国人材を受け入れている企業が何社かありますが、私も何社かちょっと聞いたのですが、費用と手間がかなりかかるみたいです。

ここはやはり、人口減少が進む中、若者の定着は、これは何よりですが、外国人材に頼るのも進行しなければ、町内の企業は人手不足で、私はいずれ倒産に追い込まれる

可能性があると思います。

そこで、再質問として、当町でも企業が外国人から選ばれるように、また企業が外国人を雇用しやすいように、町でも外国人材の確保と定着に向けたしっかりとした支援をして、企業の雇用力の強化につなげていただきたいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） それでは、ただいまの杉山大栄議員の再質問にお答えいたします。

労働力不足について当町においても重要な課題であると認識しておりますので、解消のためにはこれまで以上に外国人労働者の雇用が不可欠になってくると想定されることから、外国人労働者の雇用による新たな労働力の創出のために、町内の事業者等が外国人労働者を受け入れやすい環境づくりが必要だというふうに考えております。

今後は、町内事業者等が抱えています外国人労働者の雇用に係る課題やニーズ等の把握に努めまして、国、県の補助制度等も活用しつつ、町の支援についてこれから積極的な検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（杉山和彦君） 答弁は終わりました。

再々質問はございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） ありがとうございます。

今後企業の人手不足は、人口減少とともに私は増加していくと思いますので、行政がぜひ企業、関係機関と連携して対応していただきたいことを要望しまして、1点目については終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） 次、2点目ですけれども、物価高騰対策についての再質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 物価高騰対策について、私もこれまで町が町民に対して実施した支援策はとても効果的だったと思います。ぜひ今後もスピード感を持ってして、継続していただきたいと思います。

ただ一方で、全国的に物価高騰の要因で中小企業の倒産が年々増えています。国は、企業が物価高騰にあえぐ中、賃上げを促進、税制を活用して物価高騰対策として賃上げを促しているのですよ。

これはどのようなものかという、申告のときに一定の要件を満たせば、賃上げした給与総額の最大45%を税額控除できる制度です。しかし、赤字企業は法人税を支払う必要がなく、恩恵を受けることができません。そこで、5年間、これを繰越控除可能として、活

用の窓口が広がったように見えますけれども、今の物価高では5年間を繰越しても税額控除は大変、私は厳しいのではないかなと思っております。

そこで、再質問としてですけれども、国は自治体が物価高騰対策として自由に使える交付金、重点支援地方交付金ですけれども、これを拡充して、赤字の中小企業に賃上げを促進するとしています。当町もこれが交付された場合、赤字の中小企業の賃上げ支援に活用していただけるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） ただいまの杉山大栄議員の再質問にお答えします。

中小企業への交付金の活用ということもあるということですので、具体的には町のほうではまだ検討しておりませんが、いろいろなメニューがこれから示されると思いますので、その中で町でどういう支援ができるのかということも含めまして幅広く検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（杉山和彦君） 幅広く検討するそうですので、よろしいでしょうか。

再々ありますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 交付された場合は、用途が増えるということでしたけれども、赤字の中小企業の賃上げにもぜひ活用していただきたいと思います。

町民の生活を守る短期的な支援と、私は地域経済の安定を図る中長期的な仕組みづくり、この両輪が必要だと思いますので、町民が安心して暮らせるように実効性のある取組を要望しまして、私からの一般質問を終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） これをもって、4番、杉山大栄君の一般質問を打ち切ります。

次に、7番、沖津正博君の質問を許します。

7番、沖津正博君。

（7番 沖津正博君登壇）

7番（沖津正博君） それでは、通告しておりました大きく3点について質問させていただきます。

1つは、ホタテ危機へ全面的な救済措置を求める件についてです。ホタテ養殖は、数年来の不漁の上に、今年の高水温等による壊滅的な連続被害で、最大のホタテ危機に直面しています。関連する加工業者や雇用にも影響が及び、地域経済は大打撃です。漁業者は、やり方ない、息子に就職させたなど先行きが見えず、諦めや離職に追い込まれているところもあります。しかし、既に養殖設備に高額な投資をしており、簡単にはホタテから切り替えることも、また困難です。どこまでできるか、体力勝負と歯を食いしばり、今後の経営を必死に模索しています。

現在普及しているホタテ特定養殖共済と積立ぶらすは、経営安定に大きく貢献してきました。平成22年のホタテへい死時の町助成として、漁業者掛金に3割補助の制度が功を奏し、定着してきた経緯があります。

しかし、来年度にホタテがなければ、ホタテ特定養殖共済や積立ぶらすにそもそも加入できません。来春稚貝が確保できなければ共済制度から除外されてしまい、最も不安定な人が安定制度から漏れることとなります。また、ホタテ数量が少なれば共済金額も少なくなり、共済制度で全てが救われるという制度にはなっていません。

今後、漁業者支援には生産と生活の両面が必要です。高水温災害として陸奥湾が一体となった緊急支援を国へ働きかけることがどうしても必要です。これまでも鋭意努力してきた町行政には深く謝意を申し上げますが、ここに来てホタテ危機に一層の支援を町にもお願いするものです。以下の点を要望し、所見を伺います。

- ①、町ホタテへい死緊急対策本部の設置を求める件であります。
- ②、漁業者の相談窓口を設け、ワンストップ型の対応を求める。
- ③、生産面では、親貝、稚貝確保への支援、残渣や廃棄物費用の軽減、経営資金融資の利子補給等を求める点であります。
- ④、生活面では、国保税、介護保険料、後期高齢者保険料、住民税の軽減免除、緊急雇用対策等を求める点であります。
- ⑤、生産者、加工業者等へのホタテ救済支援金の給付を求める。
- ⑥、陸奥湾ホタテ自治体首長等による協議を行い、県、国等への支援の要請を強める点であります。
- ⑦、ナマコ養殖等への支援、マダイの付加価値醸成の検討を求める。

以上、7点について質問いたします。

大きな2番は、戦争しませんを貫く平和行政のことについてであります。高市首相は、台湾有事が発生した場合、自衛隊が参戦する存立危機事態に該当するとした発言を撤回、取り消すつもりはないと明言しました。これに対し、中国外務省は日本が武力攻撃に介入すれば必ず真正面から痛撃を加えると報じ、14日には日本への渡航をしばらく避けるよう喚起するなど、波紋を広げています。

高市首相の発言に対し、石破前首相は「歴代政権は避けてきた発言であり、抑止力の向上にもつながらない」とし、沖縄知事は「戦争は絶対引き起こしてはならないし、引き起こすようなきっかけを与えてもいけない」と述べました。

一方、核廃絶・禁止条約の運動を世界に広める日本被団協がノーベル平和賞を受賞しました。先日広島で核廃絶を目指す科学者らの国際組織バグウォッシュ会議では、「平和は抑止力や恐怖、相互破壊の論理の上に築かれるものではなく、信頼の上に築かれるべきだ」

とその会長は強調し、連帯を呼びかけました。歯止めのない軍拡は緊張を高め、戦争の火種になるのは、歴史が証明しています。戦争に勝ち組、負け組はなく、犠牲になるのは国民です。平和外交こそ政治の務めではないでしょうか。

高市政権は、5年で2倍、国民総生産の2%にする防衛費増額を3年目の今年度で達成し、さらにまだ足りないと言額していく考えです。2%の防衛費は11兆円となり、世界トップ5に入る軍事大国になります。また、憲法改正、非核三原則の見直しを進める予定です。アメリカのする戦争に巻き込まれると危惧する国民の声が一層広がっています。

軍拡予算は暮らしを直撃します。軍拡のための……ここで「増税」と表示していますが、大変申し訳ないですが、「財源」ということで訂正させていただきます。軍拡のための財源の中身が不透明です。ガソリン税率廃止は進めるものの、財源論が出てきません。物価高騰対策、賃金引上げ、環境問題を求めるのが国民の声です。今医療介護は報酬が安く、人手不足が蔓延し、経営がもたないと叫ばれ、病院、施設が窮迫しています。また、自己負担3割化の拡大を進めるため、今度は高齢者の所得の把握を始めようとしています。軍事費拡大より医療、介護、年金、暮らしに回せが国民の声ではないでしょうか。

伺います。当議会では、過去に核兵器禁止宣言、県内で38自治体が宣言をしているということだそうですが、を議決しています。非戦を誓う憲法や平和行政についての町長の所見を伺います。

大きな質問の3点目です。町の定住移住対策についてです。多くの町村では過疎化や人口減に歯止めがかからず、苦難を強いられています。当町でも、このままでは集落がもたないと危機感を感じる声もあり、将来を心配しています。

これまで当町では、出産から健診、子ども医療費や保育料、学校給食の負担軽減に取り組むなど、他自治体よりも率先して子育て応援体制を構築してきたと評価しています。

町では、これまで定住移住対策をしてきましたが、①、この間の施策の実績や定住移住者の反応、施策の評価はどうか。

②、県の移住、事業継承策と併せ、町有地の無償貸付けや譲渡、宣伝募集方法の工夫、体験移住の企画など、U・Iターン者の移住定住策について踏み込んだ施策を行うため、広く意見を集め施策を練る考えはないか。

以上、大きく3点ですが、よろしく願いいたします。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 7番、沖津正博議員のご質問にお答えします。

ご質問の1番目、ホタテ危機へ全面的な救済措置を求めるについての1点目、町ホタテ

へい死緊急対策本部の設置を求める及びご質問の2点目、漁業者の相談窓口を設けワンストップ型の対応を求めるについてであります。議員ご承知のとおり、ニュースや新聞等で報道されているとおり、今年は陸奥湾において過去最高の高水温期間を記録し、例年以上にへい死被害等が拡大しております。

先日、県による令和7年度秋のホタテガイ実態調査が行われ、調査結果については12月中旬以降となる予定であります。当町3か所の漁港でホタテガイの調査確認を行ったところ、稚貝及び新貝につきましては北地区、本町地区ではほぼ壊滅状態でありました。

当町におきましては、平成22年に猛暑によりホタテガイ高水温被害対策本部を設置しており、被害漁業者の支援策についての検討、協議をしてきたところであります。今後対策本部の設置につきましては、県によるホタテガイ実態調査の結果を踏まえ、設置時期は未定であります。町漁協と情報共有及び連携しつつ検討してまいります。

また、相談窓口につきましても、今後の被害状況等に応じて役場及び町漁協の2か所に設置し、ワンストップ型とした体制づくりを検討してまいります。

次に、ご質問の3点目、生産面では親貝、稚貝確保への支援、残渣や廃棄物費用の軽減、経営資金融資の利子補給等を求めるについてであります。親貝、稚貝確保への支援につきましては、今年度むつ湾漁業振興会において母貝確保緊急対策事業を実施することとしており、町としても基金造成に係る補助を予定しております。

また、残渣や廃棄物費用の軽減につきましては、町漁協で実施しているホタテガイ養殖残渣処理事業に対し、今年度補助金として前年度より100万円増額の250万円を補助しております。

経営資金融資の利子補給につきましては、今議会の12月補正予算案で計上しております。県の漁業関係天災の発動により、令和6年7月中旬から10月中旬までの間の陸奥湾高水温に係る被害に対し、経営資金の融資を受けやすくするため、借入金の利子負担助成措置を講じることとしております。

次に、ご質問の4点目、生活面では国保税、介護保険料、後期高齢者保険料、住民税の軽減免除、緊急雇用対策等を求めるについてであります。税等の減免につきましては、平成22年に猛暑による高水温の影響による大量へい死の被害があり、平成22年度及び平成23年度分の町民税及び国民健康保険税等の減免措置を行っております。

また、緊急雇用対策につきましては、農業分野であります。約30年前の平成5年度に各農作物が甚大な冷災害となり、農家救済のため冬期間における町有林枝打ち作業として救農土木事業を実施しております。

つきましては、県への特別災害の減免措置の要望、また今後における被害の調査結果及び来年における稚貝、半成貝の融通等による確保の状況を踏まえ、慎重に協議しつつ検討

してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の5点目、生産者、加工業者等へのホタテ救済支援金の給付を求める及びご質問の6点目、陸奥湾ホタテ自治体首長等による協議を行い、県、国等への支援の要請を強めるについてであります。救済支援金の給付につきましては町漁協で実施しているホタテ特定養殖共済事業に対し、掛金に対する受益者負担分軽減措置として、今年度の補助金について前年度より200万円増額の400万円を補助しております。

また、先日町漁協と現在の被害状況等における情報交換会を実施し、その中で今の状況における漁業者の方々からの要望としましては、生活資金面での低金利の融資及び利子負担助成措置、来年度以降の税等の減免の要望を承っております。

この要望につきましては、漁業者皆様方の声として、10月30日に開催されたホタテガイに係る市町村長会議や、11月13日に知事との情報交換会において対面で要望しております。

また、国への要望としては、環境変動に対応した取組支援及び養殖技術開発に向けた試験研究の推進、親貝確保基金支援の3つを要望しているところであり、秋のホタテガイ実態調査の結果が分かり次第、県において対策会議等が開催されると思われま。

今後におきましては、国、県、町、漁協の役割を明確にし、県漁連及びむつ湾漁業振興会とも情報共有及び連携を強化しつつ、対策、支援等を講じてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の7点目、ナマコ養殖への支援、マダイの付加価値醸成への検討を求めるについてであります。今年のホタテガイ被害拡大において、今後県では陸奥湾ホタテガイ産業の在り方検討会が発足される予定であり、ホタテ以外の魚種が副収入源になり得るのか等を検討するものでございます。

その中において、町の魚であり、平成27年に商標登録もされている横浜ナマコにつきましては、近年漁獲量は減少傾向であります。漁業収入において貴重な収入源の一つであるため、今後カゴ養殖技術を取り入れ、ナマコ資源増大を目指してまいりたいと考えております。

また、マダイの付加価値醸成につきましては、ホタテガイのマダイによる食害の影響もある中、マダイの今後の漁獲量等を見据え、漁協及び漁業者、加工業者の方々とは協議しつつ検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご質問の2番目、戦争はしませんを貫く行政をについてであります。議員ご発言にございました日本原水爆被害者団体協議会が2024年のノーベル平和賞を受賞されたことは、被爆者の皆様が核兵器の使用禁止、廃絶に向け、長年世界各地で精力的に取り組まれた成果であり、これまでの活動に改めて心からの敬意を表したいと思っております。

当町では、平成10年12月5日に横浜町議会において決議をされた核兵器廃絶・平和自治体宣言に関する決議において、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の願いが表されており、戦争のない平和な社会を次世代に引き継いでいくことについて、海、山、原など自然との調和を大切にする横浜町を子々孫々に継承していくことに変わりではなく、今を生きる私たちの責務であると考えています。

また、非戦を誓う憲法や平和行政における核兵器禁止条約の批准等は国の専管事項であり、外交や安全保障とも深く関わるものであるため、その対応は政府に委ねざるを得ないものであります。

本町の総合振興計画に平和行政の推進についての直接的な施策の記述はございませんが、3つの基本理念を実現するには平和なくしてできるものではございません。

核兵器廃絶、恒久平和の実現に向けて、本町の町民だけではなく、世界の全ての人々とともに豊かな暮らしと安心で安全な日常を守るために、現状の課題に向き合い、恒久平和のための努力をすることが重要であると考えておりますので、議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ご質問の3番目、町の定住移住対策についてであります。これまで町では新築住宅の建築、購入等に対する補助を実施するなど、過疎化と人口減少対策に取り組んでおり、町ホームページのほか、広報やチラシ等で周知を行っていることは議員ご存じのとおりであります。

さて、ご質問の1点目、この間の施策の実績や定住移住者の反応、施策の評価はどうかについてであります。町では平成27年度から移住定住対策の補助制度を創設しており、実績といたしましては、平成27年度から令和6年度までの10年間の若者新築補助が24件、一般新築補助が45件、家賃補助が79件となっており、令和3年度からは新婚新生活支援事業補助も実施し、令和6年度までで3件となっております。

本年度は、若者新築補助が5件、一般新築補助が2件、家賃補助が8件であり、今後も増加が見込まれております。

定住移住者の反応、施策の評価とのことですが、補助金を活用された方々からは大変喜ばれております。

また、評価といたしましては、対策を継続することにより補助制度も認識され、また補助制度を活用した方々からの口コミで周知されるなど、町の移住定住対策としてしっかり定着し、一定の評価をいただいているものと思っております。

次に、ご質問の2点目、町有地の無償貸付けや譲渡、宣伝方法の工夫や体験移住の企画などU・Iターン者の移住定住策について踏み込んだ施策を行うため、広く意見を集め施策を練る考えはないかについてであります。町有地の無償貸付けや譲渡については今の

ところ計画はございませんが、移住定住には町営住宅や定住促進住宅を活用してもらいながら、民間のアパート情報なども町のホームページで提供し、移住者への希望に対応してまいりたいと考えております。

さらに、今後は空き家バンクの対応も進めていくところでもあります。また、宣伝方法の工夫や体験移住の企画など踏み込んだ施策を行うために町では地域おこし協力隊の募集をしており、協力隊には町の情報発信や広報活動等に取り組んでもらい、多くの意見を取り入れながら移住定住の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。7番、沖津正博議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長の答弁が終わりました。

1点目、ホタテ危機の救済措置についての再質問ございますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 非常にホタテ対策で町も積極的に何とかしようというふうな気持ちが伝わってきました。

再質問の1点目は、今のホタテの被害額、これは幾らというふうに推定しているのか。

それから、いわゆる天災融資法とか、そういう災害認定されないのか。漁協の職員の方は、県内で100億円を超えるだろうと、被害額が。だから、そういう利用できる制度、融資について、ぜひ可能であれば追求して行ってほしいし、そういう災害認定の可能性のあるのかないのか。県では、災害経営資金金融通成条例を発動したという柔軟性がありますけれども、さらに国の天災融資法等も利用できればというふうに思っています。

それから、ここに来て中国の禁輸がありまして、ナマコも駄目というふうな事態になって、もう踏んだり蹴ったりだというふうになっております。この中国の禁輸で、これに対して何とか国に対して支援を求めていくべきではないかな、その考えはないのか。それが3つ目です。

それから、来年は売るのがもう極端に減ってしまうわけですので、一部の漁師さんは北海道の稚貝もどうかというふうな意見も強く出されております。確かに貝毒の関係もあるのですが、そういう陸奥湾以外のホタテの導入の調査研究、まだそれを取り入れるということではなくて、やっぱり調査研究も必要ではないかというふうに思いますが、そういう考えがないのかどうか、お伺いしたいなというふうに思います。

議長（杉山和彦君） そうしますと、沖津議員、4点ですね。

7番（沖津正博君） はい。

議長（杉山和彦君） 答弁は簡潔に。

産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） それでは、7番、沖津議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目、被害額については、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、秋のホタテガイ調査、この前実施したばかりでありますので、現時点での被害額は分かっておりません。

そして、2番目の災害認定される可能性でありますけれども、県では漁業災害天災における指定については、陸奥湾全体で被害額は4億円以上という条例を定めております。

また、その中で、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、知事に対しても県の災害指定を要望しており、それに伴う税の減免も要望しているところでございます。

次に、3点目ですけれども、ナマコ関係の中国への要望等でありますけれども、先日新聞にも記載しておりましたけれども、中国の輸入の関係で大分、平内においても価格が下がっていると言っておりました。

横浜町も12月に入ってナマコの時期でありますけれども、やはり横浜のナマコは県内でも特別でありますので、価格が下がらないように中国への早期輸出を期待しているところであります。

4点目の来年度において北海道からの稚貝の融通の関係でありますけれども、生活支援も……来年以降のホタテの水揚げの減少、またそれに伴う収入が大幅に減少することが見込まれております。今後の状況においても、国、県の動向を見ながら、町としても生活支援を検討してまいりたいと思っております。

今現在最優先する取組については、やはり沖津議員がおっしゃるとおり、来年に耳づくり作業するための稚貝及び半成員の確保であります。西湾の被害が少ない市町村からの稚貝融通及び北海道の日本海側が何か貝毒がないらしいという話も聞いておりますので、そこからの移入等も考えていかなければならないと思っております。

このことについては、漁協同士の連携が必要となってくるのではないかなと思っております。そのためにはやはり県漁連及び陸奥湾の漁協で組織しているむつ湾漁業振興会が中心となってまとめていかなければならないと思っております。

そのことについて町としても強く要望し、また協力してまいりたいなと思っております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

再々ありますか。

7番（沖津正博君） 全部お願いします。

議長（杉山和彦君） 4点。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 今一番大事なのは親貝の確保だと思っております。それで、県がこの前補正予算

で1億円を親貝確保のために県議会に提出したというふうなことで、恐らく通ると思いますが、その根拠は、むつ湾振興協会のほうで、今の親貝が1,700万トンですか、そのぐらい、聞き取りで親貝が陸奥湾にまだ残っているというふうなことをむつ市のほうから言われて、それで、ただ春にすぐ出荷しないで、春以降卵を産んでから出荷するとなると、そのリスクの分400万トン除外して、残り1,300万トンで陸奥湾のラバー、それから作業するというふうな計画であって、そのためにはその差額のキロ五百数十円の単価で見積りすると、1,300万トン掛けるキロ単価で計算すると約2億円になると。その分の半分を県が出すと。残りを漁業団体、関係市町村で出すというふうなことになっているようです。

県の調査の結果が分からないと動けないというふうなことだと思うのですが、しかし10月3日の時点で横浜町はほぼ9割以上死滅して、壊滅的な状況だと分かっているわけです。それから、さらに復活して元気になったという貝はないわけですよ。それ以降にまた死んでいる貝も増えることはあっても、被害は改善しないわけです。なので、県の条例は4億円というふうなことだったのですが、恐らく横浜町だけでも4億円以上の被害になっているのではないかなと思っていますので、私からすると……それは正式には12月以降で結果が出ないと対策が出せないということかもしれませんが、しかし仮にそうだとした場合、完全にこれはもう対策本部や、あるいは様々な、22年度以上の対策をしなければならないというか、被害になっているわけですから、今からもう準備して、何が必要かということを考えておかなければ駄目でしょう。

国保税、介護保険の減免といっても、今年どのくらい該当になるか分からないのですが、恐らく来年が大変になる、減免が。今年はまあ夏まで売っている、死ぬまで売っている部分があるので、何とか高値で持ちこたえているかもしれないけれども、来年が売ることがない。無収入に近い。魚を捕るしかないというふうなことで、全員が魚を捕れるかということ、そうでもないということ、共済にも入れない人も出てくるかもしれない。そういう状況になる中で、来年が大変なわけですので、どうするか。これ、県の調査待ちにしないで、県の調査の結果が出たら、もうすぐぱっと対応できるような対応がやっぱり必要ではないかな。私はそこを言いたいので、ぜひやっぱり22年の町の対応を参考にしながら、それにプラスアルファした取組を今から積極的に機動していかないと、仮に今年度減免やるといっても、もう12月、1月、もう納期が……残りの分しか減免にならないわけですよ。遡って減免するとかという特例措置があれば別ですけども、そういう特例措置も本当は欲しいわけですが、ぜひやってほしいなど。

しかも、共済の加入が1月1日でしょう。もうほとんど分散の時期が終わって、例えばある横浜の漁師さんも稚貝を、生きている人がいて融通してもらって、分けてもらっているというふうな状況になってきています、中にはね。これから共済の加入時期になってい

くので、本当にこの共済に来年は入れるか、入れないか、大変な瀬戸際なのです。

そういう中で、やっぱり町も、いざとなったらもうぱっと対応できるような仕組みをぜひお願いしたいなというふうに思います。

再質問で聞き漏らしたのですが、漁業者のそういう救済支援金、共済でカバーできない人たちが出てくる可能性があるということで、そういう場合はこれからの重点地方創生交付金ですか、そういうのがもし出てきたら、そういうものも大いに活用して行ってほしいなというふうに思いますが、それを強く要望して終わります。

議長（杉山和彦君） 要望ですか。

7番（沖津正博君） 要望です。

議長（杉山和彦君） そうすれば、2点目、戦争はしませんを貫く平和行政についての再質問ございますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 要は、あらかじめ再質問というよりも、強く要望したいのと、要望で終わりたいと思います。

先ほどの町長の答弁では胸が熱くなりました。それは、戦争のないことを受け継いでいくのだと、子々孫々継承していくのが自分たちの責任だというふうにはっきり答弁されて、私は胸を熱くしました。

これは、こんな市町村の議会で国際問題を論じるということは場違いかもしれないというふうにも思われるかもしれませんが。私もいろいろ控えてはきたのですが、しかしあまりにも軍事費拡大、防衛費増大していく中で、本当に心配しているわけです。それは、戦争への心配、それからもう一つは、暮らしへの心配です。これのために、軍事費のために、GDP 2%にすると11兆円ですよ。11兆円というのは、国民の医療費なのです。その分も医療費を一部、介護保険が14兆円ですよ。3.5%にするというのでしょうか、GDPの。していかうとしているわけでしょう。もう医療、介護、暮らしそっちのけ。例えば農水予算というのは2.6兆円しかないのです。そういう中で、もうどんどん追い抜いて、もう軍事費だけが行く。そういう中で、具体的に私たちは、今日の新聞でも介護の負担の上限を今度上げるとか、先ほど出ていました高額所得高齢者の所得を今度は把握するというのでしょうか。どんどん、もう暮らしが成り立たなくなっていくというこの2つの点で、非常に許されないなというふうに思っています。

ASEAN、東アジアの国々ではこんなことをやっています。もう絶対戦争しないのだと。お互い話合いで解決するのだ、年間に何十回、何百回も話合いするのだ、これがASEANでやっていることなのです。ASEANには日本も入っているし、それから北朝鮮とか中国、ロシアも入って、アメリカも入っているわけです。そういう中で、基本的にや

っぱり外交でいろんなトラブルを解決していくという、この取組があるということ私達は本当に希望だなというふうに感じています。

ぜひ、やっぱり国の税金の使い方、取り方について私達も注視していくし、平和行政を強めていってほしいなというふうに思います。要望です。

議長（杉山和彦君） 次、3点目です。町の定住移住対策についての再質問ございますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 私の前の2人の議員の方も、町の定住移住対策についてそれぞれの角度から触られていました。やはりこれも喫緊の課題で、皆さん心配しているし、また町も力を入れてほしいな、また入れてはいるのですが、定住移住ですね、これはなかなか答えがすぐに出ないというか、難しい問題だというふうに思っています。なので、一緒にやっぱり知恵を合わせて取組していかなければいけないなというふうに改めて感じたところです。

再質問は、町のホームページですね、これ出ていますが、非常に立派で、素晴らしいホームページで、クリックすると出てきますが、ホームページの画面自体に移住対策のところをクリックできるようにしてほしいなというふうに思っていますが、素晴らしい内容で書かれて、町の紹介、魅力を簡単に伝えております。

私は、人口減の対策として、新規で全然知らない人を横浜に呼んでくるという部分と、それから横浜出身の人たちが定年したら帰ってくる、あるいは現役でもサラリーマンやめて帰ってくるというふうな人のほうが、むしろ横浜に興味を持って、いろいろきっかけあれば定住したいなというふうに感じている人が人数的には多いのではないかというふうに感じています。

そういう中では、これも若者だけのPRになっていて、子育て支援とか、それからさっきの家賃の助成とか、出産の医療費とかいろいろ書かれてありますが、老後、第二の人生を横浜で暮らす、あるいは田舎にやっぱり退職したら戻ってくるという人たち、介護はこんなにいいよ、医療もいいよという、そういうこともこれに入れたらどうかなというふうに思っておりますので、安心、安全をやっぱりこれに託すといいますか、横浜町の魅力をこのページの中にいっぱい盛り込んでほしいなというふうに思いますので、例えば市民農園ではないのですが、空き地、農園が無料でありますよ、駅前の町の土地は分譲して、無料で譲渡しますよとか、あるいはくじ引でやりますよとか、ずっと貸出しも無料ですよとかですね、何かそういう取組をしたらどうかな。

それからもう一つは、エネルギーで横浜市と連携しています。なので、横浜市ともう少し連携を深めて、横浜市から横浜町に住む人たちがもしかしたら出てくるのではないかな。また、こちらからの品物も、ジャガイモも、エネルギーだけではなくて、特産物を売出しできるのではないかな。そんな物も、人も交流する機会を増やしていただいて、移住定住に

つなげていければいいのではないいうふうに思います。

横浜市との連携についてお伺いいたします。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） ただいまの沖津議員の再質問にお答えします。

横浜市との連携ということでありますけれども、当町では物販の関係で今年度も2回ほど横浜市と交流することになっております。1回目はもう既に9月に横浜市役所のほうに行って、横浜町のポテトチップスであったりとか、菜の花プラザで売っている蜂蜜とかを売って、横浜町のほうをPRしてきております。

今後は年明けて1月に、今度はランドマークタワーのほうで横浜市さんが物販のほうを行ってくれることになりまして、かなりの来場者数があると思いますので、そこで横浜町をさらにPRしてきたいなというふうに考えております。

あと、パンフレットの関係ですけれども、老後の関係とかも入れたほうがいいのではないかという話でありましたけれども、その辺も含めて今後、パンフレットのほうの見直しを図って、より見やすく町で取り組んでいるものを紹介していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 再々ありますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 意見ですが、先ほどの議員の方もおっしゃっていましたが、中小企業との連携が本当に大事だなと思っております。横浜町の魅力あるいは仕事をどうするのだというふうなことで、町の企業の魅力発見、認知度、それから連携は、どんどん大事だなというふうに思っています。やっぱり、このふるさと、田舎に暮らすということ、これは都会人というか普通の人ではちょっと分からない感覚があって、何でこんなやませの吹く、西風も強くて、吹雪のふぶくこんなところに人が住むのかというふうに思うのですが、ホワイトアウトのときのああいう人情味がやっぱり横浜独特のものだったと思いますし、寒いからこそ温かい人情を、あるいは何も無いこの自然の豊かさ、山と海に恵まれた横浜町の魅力をやっぱり引き出して、自然、文化、歴史を思いながら企業支援をしていく、そういう取組を強めていってほしいなと要望して終わります。

議長（杉山和彦君） これをもって7番、沖津正博君の一般質問を打ち切ります。

ここでお諮りいたします。午後1時30分まで休憩にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） よって、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時30分

議長（杉山和彦君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、3番、野坂浩二君の質問を許します。

3番、野坂浩二君。

（3番 野坂浩二君登壇）

3番（野坂浩二君） 皆さん、こんにちは。当初2点ほど予定しておりましたけれども、通告に従いまして1点質問させていただきます。

強風、塩害、防災対策の植樹についてであります。先日、旧横浜小学校跡地にて松の植樹を確認しました。強風対策だと思っておりましたところ、個人で勝手に植えたのではないかとの指摘を受け、担当課に確認しましたところ、町内会からの要望を受け植樹したとの回答をもらいました。

地理的に非常に風当たりが強く、町営住宅浜懸団地、校舎の解体で周辺住民が苦慮しておりますので、植樹に対して大変感謝しております。

そこで、お伺いいたします。①、このような植樹に対して森林環境譲与税の活用は可能かどうか。

②、強風、塩害をはじめ津波に対する減災の観点からも沿岸地域への植樹が必要と考えますが、今後についての考えをお聞きます。

以上、よろしくお願いたします。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 3番、野坂浩二議員のご質問にお答えします。

ご質問の1番目、強風、塩害、防災対策の植樹についての1点目、強風等の対策における植樹に対して森林環境譲与税の活用は可能かについてであります。国民の皆様方から納税していただいた森林環境税は、国を通じて森林環境譲与税として全国全ての市町村に配分され、森林整備や、その促進の取組のために活用できるものとされております。

当町での主な活用実績につきましては、森林経営管理制度の取組及び三保野公園内の桜の木の剪定作業費や危険木の伐採作業費等に活用させていただいており、また森林における災害防止及び多面的機能を発揮させるための植樹等の活用が可能であります。

つきましては、今後町内会等からの要望による植樹等においては、森林を整備する上で適した場所及び規模であるかを見極め、限られた森林環境譲与税基金の中で活用してまい

りたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、強風、塩害をはじめ津波に対する減災の観点からも沿岸地域への植樹が必要と考えますが、今後についての考えをお聞きしますについてであります。町内における治山事業は、吹越地区を中心に令和2年度から令和9年度にかけて県事業である防災林造成事業を実施しております。

事業内容におきましては、護岸工による人工砂丘の侵食防止及び補修、森林造成における保安林機能の回復であります。

また、今後の計画といたしましては、来年度におきましては浜田地区での自然災害防止事業として、令和5年度に実施した防災林造成事業で植栽したクロマツの下刈り工事を予定しております。

いずれにいたしましても、今後県と連携し、沿岸地域等の治山事業実施において、強風による飛砂、高波による侵食での各集落に支障を及ぼさない対策及び海岸防災林等の機能強化に努め、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。3番、野坂浩二議員の質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長の答弁が終わりました。

強風、塩害、防災対策の植樹についての再質問ございますか。

3番、野坂浩二君。

3番（野坂浩二君） 前向きな答弁、ありがとうございました。今後も植樹が続くと見込まれますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問の内容、個人で勝手に植えたのではないかとの指摘に対しては、町内会で設置してありましたリサイクルステーション一帯の土地に松が植えてあることから来た発言でありましたが、担当課のほうから、確かにリサイクルステーション一帯の土地に関しては町有地であり、個人で植えた方に対しては適切に指導してありますとの回答を受けましたので、この点については了承しました。

また、植樹に対して感謝する一方で、西風等もありますけれども、地理的状況で南側から北に風が回ってくるということで、植樹の場所が当初要望した場所と違うのではないかという町内会側の意見もありました。

また、道路に近くて、今後松が成長した場合に通行等に支障があるのではないかとの指摘も受けましたので、今回の植樹の場所の決定がどのように行われたのかお聞きしたいと思います。

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 3番、野坂議員の再質問に対してお答えいたします。

今回、7年度に植樹した場所につきましては、2年前の町内会長会議の際、2号新丁の町内会長さんから要望がございまして、旧横浜小学校の校舎がなくなったことにより風がまともに吹いてくるということで植樹の依頼がございました。

それで、一応2年かかったのですけれども、取りあえずは道路に並行した今現在植えているところに植えて、その後南側のほうも願いはされておりました。取りあえずは東側のほうに植樹しているところでございます。

また、あまりにも道路に近いと、今後成長した際にやはり道路のほうにかぶさる可能性がありますので、そこら辺については植樹した業者と相談の上、ある程度の距離を確保した上で植樹しておりますので、道路側のほうにまで伸びるということは想定してはおりませんでした。

質問に対しての答弁は以上でございます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

3番、野坂浩二君。

3番（野坂浩二君） 今後も植樹していただけるということで、感謝しております。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

また、防災対策として東日本大震災でも効果がありました沿岸地域への積極的な植樹を希望しますが、本来ならば消波ブロックを沿岸地域には入れていただきたいのですが、非常に予算がかかるということで、この点は非常に厳しいのかなと思いますので、今後の植樹に対してはよろしくお願いいたしますと思います。

また、今後解体予定の大豆田小学校校舎と体育館跡地、また解体して更地になっております旧浜懸団地の跡地に対しての植樹もこの席から希望いたしまして、要望として一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（杉山和彦君） これをもって3番、野坂浩二君の一般質問を打ち切ります。

以上で通告されておりました一般質問を終了いたします。

◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第2、議案第47号 横浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） それでは、日程第2、議案第47号 横浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の1ページをお開き願います。

提案理由につきましては、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当の額を改正するため提案するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。17ページをお開き願います。第1条関係であります。第13条の宿日直手当であります。改正前の下線部分4,400円を、改正後の4,700円に改正しております。

次に、第15条の期末手当であります。改正後の下線部分、6月に支給する場合には改正前と同支給割合、12月に支給する場合には100分の127.5に改正するものであります。

また、同条第3項では、定年前再任用短時間勤務職員に対して、12月に支給する場合、改正後の下線部分、100分の127.5とあるのは100分の72.5を加えるものであります。

次に、第18条の勤勉手当であります。18ページをお開き願います。第2項第1号で改正後の下線部分、6月に支給する場合には改正前と同支給割合、下線部の12月に支給する場合には100分の110.0に改正するものであります。

同項第2号では、定年前再任用短時間勤務職員に対して、改正後の下線部分、6月に支給する場合には改正前と同じ成績率、12月に支給する場合は100分の52.5に改正するものであります。

また、別表の第1、第3条関係で、行政職給料表を改定し、28ページをお開き願います。28ページでは、別表第2、第3条関係で、医療職給料表(3)を改定しており、若年層に重点を置いた給料の引上げとなっております。

次に、40ページをお開き願います。40ページは第2条関係で、令和8年4月1日からの施行になりますが、第15条の期末手当であります。改正前の支給割合が6月に支給する場合には100分の125.0、12月に支給する場合は100分の127.5を、改正後には均等に100分の126.25に改正するものであります。

同条第3項では、定年前再任用短時間勤務職員に対して、改正前の100分の125.0とあるのは100分の70.0、100分の127.5とあるのは100分の72.5を、改正後には100分の126.25とあるものは100分の71.25に改正するものであります。

次に、第18条の勤勉手当であります。第2項第1号で、41ページ、次のページをお開き願います。改正前の成績率、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110.0を、改正後には100分の106.255に改正するものであります。

同項第2号では、定年前再任用短時間勤務職員に対して、改正前の成績率、6月に支給する場合には改正前の支給割合100分の50.0、12月に支給する場合には100分の52.5を、改正後になりますが、100分の51.25に改正するものであります。

16ページのほうにお戻りください。附則になりますが、第1項において、この条例は公

布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項において、第1条の規定による改正後の横浜町職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものであります。

第3項においては、改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすという内容でございます。

また、第4項において、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとしております。

説明については以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 今回の改正で、おおむね人件費というか職員の給与が年間でどのくらい増額になるのでしょうか、増額の金額。

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 総額でいきますと、補正予算のほうに移るのですが、補正予算の後ろのほうの人件費に係る明細書の部分で、人件費の改定率とすれば4.2%上昇と、当初予算からということになります。

人件費の総額にいたしますと、2節の給与に関しますと増額分が1,018万4,000円、3節の期末勤勉におきましては、こちらについては特別職の部分も入りますが、579万3,000円、あと4節の共済費におきましては53万4,000円、あと18節の退職組合手当負担金で171万9,000円の増となっております。

以上です。

議長（杉山和彦君） ほかに質問のある方おりますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第3、議案第48号 横浜町特別職の職員の給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） それでは、日程第3、議案第48号 横浜町特別職の職員の給与支給条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の42ページをお開き願います。

提案理由につきましては、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、44ページをお開き願います。44ページの第1条関係で、第4条であります。改正前の下線部、100分の125とあるのは100分の170を、改正後では100分の127.5とあるのは100分の180.0に改正するものであります。

また、その下の第2条関係では、令和8年4月1日からの施行となりますが、第4条で改正前の下線部分、100分の127.5とあるのは100分の180.0を、改正後では100分の125とあるのは100分の175に改正するものであります。

43ページにお戻りください。附則になりますが、第1項において、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

また、第2項において、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用するものとしてあります。

また、第3項においては、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとするものでございます。

説明については以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

議長(杉山和彦君) 日程第4、議案第49号 横浜町議会議員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(澤谷隆充君) 日程第4、議案第49号 横浜町議会議員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、議案書の45ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、一般職の職員等の給与改定に伴い、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものでございます。

47ページをお開き願います。新旧対照表になります。第1条関係で、第7条の期末手当であります。改正前の下線部、100分の170を、改正後では100分の180と改正するものであります。

また、その下の第2条関係では、令和8年4月1日からの施行となりますが、第7条の期末手当であります。改正前の下線部、100分の180を、改正後では100分の175に改正するものであります。

1ページ戻って、46ページをお願いいたします。附則となりますが、第1項において、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項において、第1条の規定による改正後の横浜町議会議員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用するとするものであります。

第3項において、改正前の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の横浜町議会議員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとするものであります。

説明については以上です。

議長(杉山和彦君) 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)。

議長(杉山和彦君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 討論なしと認めます。

議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

議長(杉山和彦君) 日程第5、議案第50号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(澤谷隆充君) 日程第5、議案第50号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります、議案書の48ページをお開き願います。

提案理由につきましては、黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第209条の規定に基づき議会の議決を要するため提案するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、50ページをお開き願います。別表第1、第2条、第3条関係の改正前の下線部分、黒石地区清掃施設組合が削除となります。

1ページお戻りいただきまして、附則において、この規約は令和8年4月1日から施行するものであります。

説明については以上であります。

議長(杉山和彦君) 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)。

議長(杉山和彦君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第6、議案第51号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第6、議案第51号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてであります。議案書の51ページをお開き願います。

提案理由につきましては、青森県市町村総合事務組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき議会の議決を要するため提案するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、52ページをお開き願います。別表第1、第2条関係の改正前の下線部分、黒石地区清掃施設組合が削除となります。

また、その下段になりますが、別表第2、第3条関係の第8号になりますが、次のページをお開き願います。53ページにおきまして中段ぐらいに改正前の下線部分、黒石地区清掃施設組合が削除となります。

また、別に皆さんのほうにお配りしております51の2ページのほうを御覧いただきまして、附則において、この規約は令和8年4月1日から施行するものであります。

説明については以上です。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 討論なしと認めます。

議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(杉山和彦君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

議長(杉山和彦君) 日程第7、議案第52号 令和7年度横浜町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長(菊池義規君) 日程第7、議案第52号 令和7年度横浜町一般会計補正予算(第3号)でございますが、予算書を御覧いただきたいと思っております。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,584万2,000円を追加し、予算の総額を48億996万5,000円とするものでございます。あわせて、債務負担行為の補正を行っております。

5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為の補正でございますが、追加でございます。青森県農林漁業災害経営資金融通成条例の漁業関連天災の指定を受けた「令和6年7月中旬から同年10月中旬までの間の陸奥湾の高水温」に係る被害漁業者に対し、総額9,543万円を限度として融資される漁業災害経営資金に対する利子補給について、期間を令和8年度から令和13年度とし、限度額を1,033万6,000円とするものでございます。

次に、歳入の主なものでございますが、8ページをお開き願います。14款1項1目民生費国庫負担金で250万円を増額しております。こちらは、障害者自立支援給付費負担金でございます。

次に、14款2項2目民生費国庫補助金では206万4,000円を増額しております。こちらは、2節の児童福祉費補助金として204万4,000円が主なものでございます。

次に、15款1項1目民生費県負担金で125万円を増額しております。こちらは、障害者自立支援給付費負担金でございます。

次に、15款2項1目総務費県補助金で1,630万4,000円を増額しております。こちらは、青森県核燃料物質等取扱税交付金でございます。

9ページをお願いします。9ページの中段、18款2項1目財政調整基金繰入金では1億498万5,000円を増額しております。

その下、5目の核燃料物質等取扱交付金繰入金で950万円を増額しております。

10ページをお願いします。20款4項5目過年度収入で846万1,000円を増額しており、こちらは北部上北広域事務組合繰越金に伴う返還金でございます。

次に、歳出の主なものでありますが、11ページをお願いします。2款1項1目一般管理費で418万7,000円を増額しております。こちらは、人件費の調整が主なものでございます。

12ページをお開き願います。下段の2款2項1目企画調整費で1,865万6,000円を増額しております。こちらは、人件費の調整のほか、13ページの上段にあります、24節の積立金1,630万4,000円の増が主なものとなっております。

同じく13ページの中段、7目の情報システム費で673万7,000円を増額しております。こちらは、12節でシステム運用支援保守料の増であります。

次に、その下の11目定額減税調整給付事業費で200万円を増額しており、こちらは18節の定額減税・調整給付費の増によるものであります。

次に、14ページをお願いします。2款4項1目戸籍住民登録費で296万1,000円を増額しておりますが、こちらは人件費の調整が主なものでございます。

15ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費で119万円を減額しております。こちらは、27節の国保特別会計繰出金で210万5,000円の減額が主な内容となっております。

次に、その下の3目老人福祉費で288万円を増額しております。こちらは、17節備品購入費で95万円、27節の介護保険特別会計繰出金で143万円が主な内容となっております。

16ページをお開き願います。3款1項7目の障害者自立支援給付費で500万円を増額しておりますが、こちらは19節の障害福祉サービス費等の増でございます。

同じく16ページの3款2項1目児童福祉総務費で238万1,000円を増額しております。こちらは、18節の保育対策総合支援事業費補助金165万円が主なものでございます。

17ページをお願いします。4款1項6目保健師等活動費で173万6,000円を増額しておりますが、こちらは人件費の調整によるものでございます。

次に、8目の菜の花にここセンター費で220万円を増額しております。こちらは、17節備品購入費のこども家庭センター備品購入費150万円が主な内容となっております。

次に、4款2項3目一般廃棄物最終処分場維持管理費では304万円増額しており、こちらは12節で一般廃棄物最終処分場遮光シート改修設計業務委託の200万円が主なものであります。

19ページをお願いします。6款2項5目特産物加工センター管理費で675万8,000円を増額しており、こちらは17節の備品購入費でございます。

20ページをお開き願います。6款4項3目横浜地区水産物供給基盤機能保全事業費で420万8,000円を増額しておりますが、こちらは14節工事請負費の増によるものであります。

21ページをお願いします。8款1項1目土木総務費で200万円を増額しております。こちらは、18節の定住促進事業補助金でございます。

次に、8款2項2目道路除雪費で6,500万円を増額しておりますが、これは12節の除雪作業委託料でございます。

22ページをお願いします。9款1項1目常備消防費で317万3,000円を増額しております。こちらは、18節の北部上北広域事務組合分担金によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

3番、野坂浩二君。

3番（野坂浩二君） 11ページの文書費の郵便料280万円ですけれども、通常郵便に対する補正なのか、これから物価高騰対策に関する何かがあるものなのかお聞きします。

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 3番、野坂浩二議員のご質問にお答えします。

郵便料につきましては、郵便料の値上げによる補正でありますので、特に多くなったということではございません。

以上です。

議長（杉山和彦君） ほかに質問のある議員の方。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第8、議案第53号 令和7年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第8、議案第53号 令和7年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、予算書を御覧願います。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,561万9,000円を追加し、予算の総額を6億6,793万円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、6ページをお開き願います。4款1項1目保険給付費等交付金で4,000万円を増額しております。こちらは、保険給付費等交付金の普通交付金でございます。

下段の6款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金では、772万4,000円を増額しております。

次に、歳出の主なものでございますが、7ページをお開き願います。7ページ中段の2款2項1目高額療養費で2,000万円増額しております。こちらは、18節の一般被保険者高額療養費でございます。

同じく7ページの下段、5款1項1目国民健康保険財政調整基金積立金で251万9,000円を減額しております。

8ページをお願いいたします。7款1項2目償還金で772万4,000円を増額しております。こちらは、22節県負担金の返還金でございます。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第9、議案第54号 令和7年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第9、議案第54号 令和7年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、予算書を御覧願います。

保険事業勘定予算の総額に歳入歳出それぞれ230万9,000円を追加し、予算の総額を9億2,180万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでありますが、6ページをお願いします。6ページの下段、7款1項4目その他一般会計繰入金で143万円を増額しております。これは、職員給与費等繰入金でございます。

次に、歳出の主なものでありますが、7ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費で230万9,000円を増額しております。こちらは、人件費のほか、12節の介護システム機器保守料で89万8,000円、18節の施設開設等準備経費支援補助金で43万2,000円の増が主なものでございます。

次に、同じく7ページの中段、2款1項2目地域密着型介護サービス給付費で200万円を増額しておりますが、こちらは18節地域密着型介護サービス給付費でございます。

8ページをお開き願います。2款4項1目高額介護サービス費で100万円を増額しております。

次に、2款5項1目特定入所者介護サービス費で310万円を減額しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第10、議案第55号 令和7年度横浜町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第10、議案第55号 令和7年度横浜町下水道事業会計補正予算（第1号）
でございますが、予算書を御覧願います。

予算書1ページの収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の第1款第2項営業
外収益で25万4,000円を、支出の第1款第1項営業費用で70万5,000円を追加しております。

その内容であります、6ページをお開き願います。6ページの収入であります、1
款2項6目消費税還付金で25万4,000円を増額しております。

7ページをお願いします。7ページの支出であります、1款1項2目の処理場管理費
で110万円を増額しております。

次に、3目の総係では39万5,000円を減額しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第11、議案第56号 令和7年度横浜町水道事業会計補正予算（第3号）を
議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第11、議案第56号 令和7年度横浜町水道事業会計補正予算（第3号）
でございますが、予算書を御覧願います。

予算書1ページの収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の補正はございませ
んが、支出の第1款第1項営業費用で29万6,000円を、第2項の営業外費用で1,000円を追

加しております。

その内容であります。8ページをお開き願います。8ページの支出であります。1款1項1目の原水及び浄水費で1万円を増額しております。

9ページをお願いします。3目の総係費では28万6,000円を増額しております。

10ページをお願いします。2項営業外費用の1目支払利息及び企業債取扱諸費で1,000円を増額してございます。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会について

議長（杉山和彦君） 以上で本定例町議会に提案されました全議案の審議が終了いたしました。

会期は12月1日から12月3日までとなっておりますが、皆様方のご協力により会期を1日繰り上げて閉会となりました。

◎町長挨拶

議長（杉山和彦君） ここで、町長より挨拶があります。

町長（石橋勝大君） 令和7年第4回定例町議会の閉会に当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中慎重なるご審議をいただき、いずれも原案どおりにご議決、ご同意及びご承認を賜ったところであり、誠にありがとうございます。

また、議案審議の過程におきまして議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分検討いたしまして、町政に反映させるべく努力をしてみたいと思っております。

なお、横浜町水産物供給基盤機能保全工事に関わる工事請負契約の一部変更については町議会の議決が必要となるため、12月中に臨時町議会の開会を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、議員各位には今後におかれましても町政の運営に一層ご協力賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

議長（杉山和彦君） 町長の挨拶が終わりました。

◎閉会の宣告

議長（杉山和彦君） これをもって令和7年第4回横浜町定例町議会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 2時26分）